

令和6年第3回

阿武町農業委員会総会議事録

令和6年3月7日（木）午前9時～

阿武町役場3階委員会室

令和6年第3回

阿武町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年3月7日 9:00～9:20
- 2 場 所 阿武町役場3階委員会室
- 3 会議に付した議案
協議第3号 農用地利用集積計画について
- 4 出席委員
1番 藤井 聖博 2番 山本 仁至 3番 伊藤 佐登子
4番 末益 一夫 5番 田中 守 6番 池田 誠
- 5 欠席委員
なし
- 6 関係人
なし
- 7 事務局職員
局 長 野 原 淳 書 記 小 田 慎 也

○議 事

- | | |
|------|---|
| 事務局長 | 定刻になりましたので只今より令和6年第3回阿武町農業委員会総会を開催します。
最初に会長よりご挨拶をお願いします。 |
| 会 長 | (会長あいさつ) |
| 議 長 | それでは、第3回阿武町農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会には委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。
次に、議事録署名人に、5番●●●●委員、1番●●●●委員を指名しますのでよろしくをお願いします。 |

議 長

それでは議事に入ります。協議第3号について事務局お願いします。

事務局

協議第3号、農用地利用集積計画について説明します。

まずは相対の再契約についてです。

●●●●が所有する奈古字中持●●●●の田 3,489 m²と、●●●●が所有する奈古字堤ヶ浴●●●●の田 4,127 m²の計2筆、7,616 m²の農地を、令和6年4月1日から令和9年3月31日の3年間、使用貸借権により●●●●が借り受けます。

続いて、法人と所有者の相対から、耕作者と所有者の農地中間管理機構を介した契約への変更です。

当該の宇生賀字下佐名口、中佐名口、上万、門木、下友廣沖の農地には、スイカやほうれん草のビニールハウスが広がっており、これまで、●●●●が農地中間管理機構を介さず所有者と相対で利用権設定を行っていましたが、これを令和6年3月31日で合意解約し、耕作者と所有者が農地中間管理機構を介して、令和6年4月1日から令和17年3月31日の11年間、10a 当たり 13,000 円で賃貸借による利用権設定を行うものです。

なお、同一地番で番号が振られたものがありますが、これは、農地の中に複数のハウスが建っており、耕作者が異なるために、便宜上分けられているものです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

意見・異議ございますか。

●●委員

宇生賀の農地については、利用権切れに伴う再契約なのか？

事務局長

これまで、スイカやほうれん草は、●●●●経由で出荷され、その収益は耕作者がそのまま受け取っておりました。しかし、●●●●がインボイス登録により課税対象となった反面、耕作者はインボイス登録を行わず非課税対象のままであり、現在の取引方法を継続するのであれば、消費税分を●●●●が代わって支払わなければならない、法人の経営に悪影響があります。そこで法人は関与せず、農地中間管理機構を介した耕作者と所有者の契約に変更することになりました。

●●会長

インボイス登録による影響は大きく、●●●●は、小作料を減額することで消費税支払いに備えている状況です。

議 長

その他、意見・異議ございますか。
(全員承認)

その他について事務局おねがいします。

事務局

令和6年度議事日程について、例年の日程に大体合わせております。
その他日程については、例年の農地パトロールと、農業委員会合同研修会に加えて、地域計画に係る地区協議と、女性協議会ブロック別研修会の引受がございます。委員の皆さまのご協力をお願いします。

事務局長

来月の総会につきまして、4月8日(月)9時からでお願いします。
(全員認容)

閉会 (午前9時20分)